

○平内町教育委員会文化賞及び体育・スポーツ賞に関する規則

平成28年11月27日教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、文化及び体育・スポーツの分野において、優れた活動を行い、又は優れた成績を収め、もって平内町の文化及び体育・スポーツの振興に功績のあった個人又は団体の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次に掲げる9種類とする。

(1) 文化

ア 文化功労賞

イ 文化賞

ウ 文化奨励賞

エ 児童・生徒文化奨励賞

(2) 体育・スポーツ

ア 体育・スポーツ功労賞

イ 体育・スポーツ賞

ウ 体育・スポーツ奨励賞

エ 児童・生徒体育・スポーツ奨励賞

(3) その他教育委員会が特別に表彰することが適当と認めたもの

(表彰の範囲)

第3条 表彰は、次のとおりとする。

(1) 当町の町民又は町民を主体とした団体

(2) 当町に密接な関係があるもので町外で活躍し、当町の文化及び体育・スポーツの発展に顕著な功績があったもの

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 文化

ア 文化功労賞

(ア) 年齢60歳以上で、10年以上にわたり文化団体等の会長又は副会長を務め、町の文化向上・発展に貢献し、その功績が顕著であるもの

(イ) 20年以上にわたり、町の文化向上・発展に貢献した団体又は活動が優秀と認められる文化団体で、その団体の運営基盤が強固な団体

(ウ) 個人又は団体の指導育成に努め、全国的規模以上の展覧会又は発表会等において特に優れた評価(3位以上に値する入賞又は入選)を受けるに貢献した指導者又は育成団体

(エ) 年齢60歳以上で、20年以上にわたり文化団体等の役員を務め、町の文化向上・発展に貢献し、その功績が顕著であるもの

イ 文化賞

(ア) 学術・芸術技能が特に優れ、全国レベルでの価値があると認められるもの

(イ) 東北規模の機関又は団体の主催する学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会等において入賞又は入選したもの

(ウ) 全国的に著名な機関又は団体の主催する学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会等において入賞又は入選したもの

ウ 文化奨励賞 全県的規模以上又は同等規模以上の展覧会及び発表会において、特に優れた評価(1位に値する入賞又は入選)若しくはこれと同等の成績及び成果をあげた個人又は団

体

エ 児童・生徒文化奨励賞 全国的若しくは東北及び県内の著名な機関又は団体の主催する学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会等において、特に優れた評価、成績（全国、東北規模において入賞又は入選したもの。全県的規模においては1位に値する入賞又は入選したもの）及び成果をあげた小・中学校児童生徒個人又は団体

(2) 体育・スポーツ

ア 体育・スポーツ功労賞 地域又は職場において、引き続き10年以上体育の普及奨励のために企画又は指導に率先した者でかつ、職場の体育のみならず地域社会の振興にも貢献している者で、現在も熱心に指導しているおおむね55歳以上のものであること。
なお、単に体育団体の名目的役職の地位にある者・財政的援助をしたにすぎない者は除くものとする。

イ 体育・スポーツ賞

(ア) 国際スポーツ大会の代表選手又は全国大会に出場し、優秀な成績（入賞）をあげた個人又は団体

(イ) 東北大会規模の各種競技大会に出場し、優秀な成績（3位以上に入賞）をあげた個人又は団体

ウ 体育・スポーツ奨励賞 全県的規模以上又は同等規模以上の各種競技大会に出場し、優秀な成績（優勝）をあげた個人又は団体

エ 児童・生徒体育・スポーツ奨励賞

(ア) 国際スポーツ大会の代表選手又は全国大会に出場し、優秀な成績（入賞）をあげた小・中学校児童生徒個人又は団体

(イ) 東北大会規模の各種競技大会に出場し、優秀な成績（3位以上に入賞）をあげた小・中学校児童生徒個人又は団体

(ウ) 全県的規模の各種競技大会に出場し、優秀な成績（優勝）をあげた小・中学校児童生徒個人又は団体

(3) 前各号に掲げるもののほか、成績又は功績が顕著で平内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別に表彰することを適当と認めたもの

(表彰の対象となる期間)

第5条 文化賞及び体育・スポーツ賞の対象となる期間は、毎年12月から翌年の11月までとする。

(受賞候補者の推薦)

第6条 関係機関又は団体等は、賞に該当する候補者について、毎年12月5日（休日の場合は翌平日）までに教育委員会へ次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 文化賞、文化奨励賞、児童・生徒文化奨励賞若しくは、体育・スポーツ賞、体育・スポーツ奨励賞、児童・生徒体育・スポーツ奨励賞にあつては、表彰候補者推薦書（様式第1号）

(2) 文化功労賞又は体育・スポーツ功労賞にあつては、表彰候補者推薦書（文化功労者及び体育・スポーツ功労者用）（第2号様式）

(推薦事項の諮問)

第7条 教育委員会は、前条の規定による推薦があつた場合、教育委員の会議にこれを諮問するものとする。

(選考及び決定)

第8条 教育委員会は、前条の諮問に関わる答申に基づいて選考を行い受賞者を決定する。

(賞授与の主体)

第9条 表彰は、教育委員会が行う。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状を授与し記念品を添えて行う。

(表彰の時期)

第11条 表彰は、毎年2月に行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(故人の表彰)

第12条 受賞者となるべきものが、賞授与の時期以前に死亡した場合は、その遺族に対しこれを伝達する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(平内町文化賞表彰規則の廃止)

2 平内町文化賞表彰規則（平成10年平内町教育委員会規則第5号）は、廃止する。

(平内町教育委員会体育・スポーツ賞に関する規則の廃止)

3 平内町教育委員会体育・スポーツ賞に関する規則（昭和52年平内町教育委員会規則第2号）は、廃止する。